

多文化共生推進イベント連携事業要項

1.目的

多文化共生推進イベント連携事業（以下「イベント連携事業」。）は、（公財）山形県国際交流協会との共催により実施するものとし、本事業を通じて国際理解や貴団体の活動を広く県民に周知するとともに、多様な文化や価値観が共生する地域社会の実現を目指すものとする。

2.対象団体

共催する団体は、次に掲げる要件に該当する団体とします。

- (1) 国際交流、国際理解などの多文化共生促進に取り組む団体であること。
- (2) 団体の所在地が山形県内にあること。
- (3) 原則として1年以上の活動実績があること。
- (4) 非営利・非宗教・非政治団体であること。

3.対象イベント

対象となるイベントは、次の要件に該当するイベントで概ね2時間とします。

- (1) 海外の文化紹介、国際理解・多文化共生づくりに関するイベント。
例1：太極拳で健康作り！（海外の文化紹介）
例2：味の食べ比べ！山形の芋煮と韓国のトランクック（国際理解）
例3：ベトナムを知ろう！異文化理解講座（多文化共生づくりに関するイベント）
- (2) 地域住民など不特定多数が参加できるイベント。（連続する語学・養成講座は対象外）
- (3) 概ね20名以上の参加者が見込まれるイベント。
- (4) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるイベントでないこと。
- (5) イベント内で収益が生じるイベントでないこと。

4.経費

イベント連携事業に係る経費の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 1事業、または連続した同様の事業に対し、10万円を上限として当協会が負担する。
- (2) スタッフの人件費や飲食費（食材費等は認める）は対象外とする。
- (3) 精算払いのみとする。

5.実施期間

イベント連携事業の実施期間は、令和8年7月1日（水）から令和9年2月28日（日）までとします。

6.応募手続き

- ・ イベントを主催する団体は、「多文化共生推進イベント連携事業計画書」を提出してください。
- ・ 計画書の締切は、令和8年6月14日（日）までとします。
- ・ 計画書様式は、（公財）山形県国際交流協会のホームページ（ブログかチラシ）からダウンロードできます。

7.決定の通知

計画内容をもとに、イベント連携事業についての審査の上、6月末までに本事業共催の可否を決定し、団体の長に通知するものとします。

8.実施の流れ

- ・ 決定後、当協会と打合せを実施します。
- ・ 役割分担は次のとおりとします。

	内 容	国際交流関係団体	AIRY
実施2ヶ月前	打合せ（内容決定）	○	○
実施1ヶ月前	チラシ・アンケート・次第 作成	○	
	確認		○
実施1ヶ月前	広報開始	○	○
実施数日前	参加者取りまとめ	○	
	会場準備	○	
当日	イベント開催	○	○
後日	経費精算	○	
	経費支払い		○

- ・ 実施後は、実績書に事業で生じた経費の領収書またはレシート（但し書きがあるもの）を添付してご提出ください。

（ご提出後1ヶ月以内に指定された口座に入金いたします。）

9.その他

- ・ チラシに「山形県国際交流協会共催」を入れてください。
- ・ 実施会場の近隣地域にも広く呼び掛けてください。